

## 第2回多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）検討会議 会議録

日 時：令和2年8月31日（月） 14時00分～16時00分

場 所：三重県勤労者福祉会館

出席者：小林委員（座長） 東委員、渡辺委員、浦狩委員、  
江崎委員、繁内委員、柳沢委員、山口委員

（事務局）ただ今より、第2回多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）検討会議を、Web会議で開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます、課長の阪でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。それでは始めに、県環境生活部長岡村順子から、一言ご挨拶申し上げます。

（事務局）皆様こんにちは。環境生活部長の岡村でございます。本日も大変お忙しい中、第2回の条例検討会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本日もオンライン会議とさせていただきますので、ご不便をおかけする場合もあるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいいたします。

さて、第1回の会議におきましては、幅広くご意見をいただくとともに、県民全体のための条例となるように、などの共通の方向性というものにつきましても示唆をいただいたところでございます。さらに会議終了後、文書でも追加意見をご提出いただくなど、ご負担をおかけいたしましたけれども、本当に皆様には熱心に関わっていただき、ありがとうございます。感謝を申し上げます。

本日は第2回となりますが、皆様から文書でいただいたご意見と併せ、事務局がこの間、経済団体や労働組合、学校など各方面に出向きまして、意見をお伺いしました。そうしたものにつきましても、まずご報告をいたしますとともに、いただいた意見をもとにですね、まとめました条例の素案の考え方というものを本日たたき台といたしまして提出をしておりますので、ご専門や日頃のご活動などを通じた様々な角度から忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。本日も最後までどうぞよろしくお願いいいたします。簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

（事務局）それでは、まず最初に本日ご出席いただきました委員の皆様につきましてですが、お手元に配布させていただきました名簿をご覧いただきたいんですが、事務局から名簿の順にお名前の方を紹介させていただきます。名簿の上からですが、四日市大学副学長、総合政策学部教授、小林慶太郎様。大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授、東優子様。埼玉大学教育機構基盤教育研究センター准教授、渡辺大輔様。NPO法人LGBTの家族と友人をつなぐ会名古屋理事、浦狩知子様。NPO団体NFT代表、江崎夢様。一般社団法人性的指向および性同一性に関する理解増進会代表理事、繁内幸治様。ゴールドマン・サックス株式会社プライム・サービス部長、NPO法人グッド・エイジング・エールズ社員、柳沢正和様。一般社団法人ELLY代表理事、山口颯一様。

以上、委員 8 名全員がご出席いただいております。それでは、ここからの会議の進行は座長にお願いいたしたいと思います。小林座長、どうぞよろしくお願いいたします。

(小林座長) はい。ではあらためて、よろしくお願いいたします。

あらためましてですね、この会議の目的でございますけれども、会議の目的、三重県が条例を制定されるに当たりまして、総合的かつ専門的な見地から皆さんのご意見を聴取するというこのために設置されているものであります。で、条例というのはそもそも何なのかというところでもありますけれども、地方自治法第 14 条では、地方公共団体、県なら県ですね、県は法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することができるよというふうに書いてあります。その制定されたものでどんなことがあるかっていうことですが、この地方自治法第 14 条の第 2 項を見ると、義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。逆に言うと、条例を作れば県民に義務を課したり、あるいは県民の権利を制限したりすることも可能と言えれば可能なんですね。さらに第 3 項では、懲役だとか禁錮だとか罰金だとかっていう、場合によってはそういう罰則を設けることもできますよってというようなことが書いてあるわけです。おそらく、今回その罰則を設けるようなことまではこの条例で入れていくことはないんじゃないかなとは思いますが、ただ、わざわざ条例を作るというのは県の方針でありますから、条例をわざわざ作る以上、どんなことを県民の皆さんにお願いをしていくようなことになるのかというようなことで、また皆さんからいろいろとご意見をいただければというふうに思っています。

まず本日の事項を、また事項書に基づいてやっていきますが、事項に入る前に、前回 8 月 5 日開催の第 1 回の検討会議を少しだけ振り返らせていただきたいと思います。お手元、参考資料として第 1 回の概要というのも添付いただいておりますけれども、皆さんの方から様々なご意見をいただいた中で、私の方で最終コメント的にまとめさせていただいた部分を破線の中で記載をしていただいております。県民全体のためになる条例であること。あるいは、わざわざ作るわけですから、具体的な実効性のある条例となること。子どもたちに教育をするだけではなくて、大人の意識改革ということも大事だろう。さらに、制裁的な手法、さっき言ったような罰則とかっていうようなことではなくて、むしろ支援とか誘導をしていくような手法が重要であろう。アプローチについては個人に対するものと、企業・団体等に対するものとは分けて考えてもいいんじゃないか。こんなことが皆さんの共通の、前回のご意見だったかなってというようなことをまとめさせていただきました。この第 1 回の皆さんのご意見、あるいはその後、補足で文書でも皆さんからいろいろと意見をいただいております。この文書でいただいたものについては本当に沢山、多くの方から様々な意見をいただいているわけですが、これについてはせっきくの公開の会議であります。文書でいただいたものについては、必ずしも傍聴の方とかに伝わってないと思いますので、また改めて皆さん今日の会議の中でも、実は文書でも書いたけど、こんなことを自分は思っているよというふうなことは言っていただいてもいいのかなというふうに思っ

ております。それらも踏まえまして、今回県の方で条例の素案の考え方というのを作成いただきました。今日はこれ、この素案についてがメインテーマということになりますが、本日も限られた時間ではありますけれども、皆様から幅広い視点でいろいろとご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですけれども、事項書に沿って進めてまいりたいと思います。まずは、県事務局の方から資料説明いただいた後、この条例素案の考え方について、また皆様のご意見を伺っていきたいと思います。一通り皆さんからご意見を伺った後に、時間があれば意見交換というふうなことにさせていただきたいと思いますので、それではまずですね、資料の説明、事務局の方からよろしくお願いいたします。

#### (事務局) 資料説明

(小林座長) はい、ありがとうございます。それではですね、各委員の皆様の考えをお聞きしていきたいと思います。一つ申しましたが、前回の会議当日には必ずしも出なかった部分の意見として、パートナーシップ制度に関する意見をちょっと沢山いただいたことと、性表現ということについてもご意見をいただき、このへんについては特に前回会議ではなかったご意見だと思っておりますので、またご発言の中でも補足をいただければなというふうに思っております。発言順でありますけれども、勝手ではありますけれども前回同様、私を除きまして名簿の上から順にということをお願いをしていきたいと思っておりますので、早速ですけれども東委員の方からよろしくお願いいたします。

(東委員) よろしくお願ひいたします。5分ですよね。途中で切れてしまうかもしれませんが、まず性別表現が最後に出てきましたので発言させていただきますけれども、この条例のタイトルにも関わるんですけれども、性的指向とそれから性自認「など」という、その「など」というのを入れることによって、ここに、らしさに関する表現が含まれるようにしてはどうかというふうに思います。で、性別表現については、あるいはジェンダー表現については、大事だと思うのは、昨日か今日でしたか、新聞でも報道されましたように、タクシーの運転手が化粧を理由にですね、乗務の禁止をされたとか、それから東京地裁が2002年に出版社が女性の服装での出勤を理由に解雇したというようなことがあって。あるいは2019年に経産省の裁判でですね、いずれも東京地裁が、らしさ表現が認められるということを言っているわけですね。でも繰り返し裁判が起こっているのであれば、ここにジェンダー表現のことを含めるのは大変大きな意義があるのではないかと思います。

それからパートナーシップ制度については大賛成で、条例として盛り込むのが日本初になるのであれば、ぜひぜひというふうに思います。

基本理念のところなんですけれども、目的にある「この条例は」の部分ですね、文言を少し変えて、「多様性を尊重し、性的指向及び性自認を理由に、誰1人として差別、排除されることのない社会の推進」という言葉にすることを提案したいと思います。

す。その理由は、個々の気持ちとか気づかい、心配りはともかくですね、問題なのは構造化された、制度化された差別をなくしていくこと、ってということなので、そこが重要なんだっていう認識を示す必要があるのはっていうふうに思いました。個々人には好き嫌いがあって、物事を理解する進捗にもばらつきがあるわけですけども、周囲の理解が追いついていないということがですね、学校、職場、地域社会における構造化された、または制度化された差別、排除を許容する理由にはならないということを示す必要があるかなと思いました。

次に定義の部分なんですけれども、性的指向については「性別についての」という文言を削除してシンプルにした方がいいのかなというふうに感じました。それから性自認の定義ですけども、少し長くなりますけど次のような文言はどうでしょうか。「出生時に割り当てられた性別、及び社会的に期待される性役割の如何にかかわらず、アイデンティティとしての自己の性別に関する認識をいう」ちょっと長いですけどね。

次に理念のところなんですけれども、重要な部分を際立たせるためにも、まず最初のところですね、「性的指向及び性自認を理由とする差別、排除のない社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める」というふうに謳ってしまうということを提案して、その上で一、二、三。「一 すべての人が多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができること。」「二 すべての人が社会のあらゆる分野の活動に参画し、個性及び能力を發揮できること。」「三 すべての人が多様な生き方を選択できること。」とするのはどうでしょうか。提案理由なんですけれども、この基本理念の前に、性的指向及び性自認を性の多様性に置き換えるっていう説明がなされているわけなんですけれども、けど、その性の多様性が尊重される社会で言及される、その性の多様性ってそれこそ本当にいろいろなものが含まれる概念であるわけなんです。しかしそれを実現するためって言って、性的指向と性自認の2つに限定して取り組めばいいという印象を与えてしまう文言にならないようにしたいってというのが提案理由です。あと、平等ってということがここで謳われているんですけども、自由と平等ってということが大事で、この2つが含意されるのが人権ですから、人権っていう言葉をここで使うということ。それから、個性や能力の發揮に言及している箇所はですね、個性や能力の發揮をする前に社会参画の保障を明記すべきだろうというふうに考えました。

次に各責務についてなんですけれども、県民の責務の部分にある「努める」という箇所ですね、「責任を分かち合う」という文言を入れてもいいのかなっていうふうに思いました。で、事業者や教育に携わる者の責務については、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という文言を入れたらどうかなというふうに思いました。

性の多様性に関する共通認識の部分ですけども、差別等の禁止において、まず最初に「性的指向又は性自認を理由に差別してはならない」と明記されている点がとても良いというふうに思いました。で、先ほどと同じですけども、「個人を平等に尊重」という文言は、「個人の人権と尊厳を尊重」というふうに変えることを提案したいと思います。あと、「同意を得ずに」と書かれているところは、「本人の意に反して、又は同意を得ずに」とすることを提案いたします。

(小林座長) 東先生、すみません。そろそろお時間です。

(東委員) すみません。残りはまた後ほどに。

(小林座長) いろいろと一つ一つ丹念にご意見いただいてありがとうございます。また後ほどよろしく申し上げます。じゃあすみません、渡辺先生申し上げます。

(渡辺委員) はい、渡辺です。よろしく申し上げます。性表現、性別表現、ジェンダー表現について、私がいろいろと書かせていただいたところを拾っていただいたのですが、私も重要だと思っております。というのは、皆さん教育について前回もすごくご意見出してくださっていたんですけれども、そこで制服とか髪型とかっていうことが出てきたんですね。このことは性自認にかかわらず自由を保障していかないと、私はトランスジェンダーだからとか、性同一性障害だからとかっていう理由を言わずに自由が保障されるっていうことが重要になってくると思っています。なので、東さんがおっしゃってくれたように、「など」という言葉をつけて包み込めるようにするか、またはまだ馴染みはないですが「性表現」っていう言葉を入れるか、どちらかの方向できちんとカバーできるようにした方がいいと思っています。

それから、2番の定義のところですね、私も2番の二の性自認の定義ですが、やはり出生時に割り当てられたものと一致するとか異なるとか、それにかかわらずとか、そういう部分も入った方がわかりやすくなるかと思えます。

4番の県の責務のところなんですけれども、二番で、「県は、基本計画を策定し、実施するものとする」とあるんですが、他の資料にもあったんですけれども、報告はすると思うんですけれども、きちんと実施した後の報告なり公表ということもするのだということは責務として明記した方がいいのではないのでしょうか。で、このことも継続的にそれを行っていくというようなことも入ると、より良いかと思えます。

それから9番、性の多様性に関する差別等の禁止のところの三番、これも東さんがおっしゃっていたところなんですけれども、「同意を得ずに」というところ、私は「意に反して」、国立市とかはそういう言葉でしているんですが、「意に反して」の方が私はいいかなと思っています。というのは、この、今ご提示いただいているものと、いわゆる性的な多数派の人達のことと、マイノリティのことも全部ひっくるめてということになって、その差別構造のことが上手く入り込めずに、画一的になる可能性があるなと思って。この「意に反して」という言葉の方が、より適切に表現できるのではないかなと思っています。それからその下の課題というところなんですけど、差別をしてはならないと書いてあるので、このことは点線の課題が全部含まれるのではないかと私は読んだんで、なぜ、ここが課題というふうに考えているのかというのは、私はちょっと読み取れませんでした。

それから10、11、13のあたりなんですけれども、条例という性格なので、非常に大きく、ちょっと抽象的に書かれているものも大きくって、その辺どうするかっていうことなんですけど、皆さんのご意見からもあったように、例えばもうちょっと具体化

できるような書き方もできるのでしょうか。例えば多目的トイレを設置していくように努めるとか、その他、規則とか設備の見直しをするとか、何かそういうもうちょっと具体性のある言葉が入った方が実効性が出てくるのではないかなと思っています。特に 13 番の学校設置者のところだと、教材の見直しなんていうものも入っていると実効性がより高まるのではないかなと思うんです。最初の方で、県が計画とか実施をしていくとあるんですけども、できれば学校設置者とか事業者も計画を立てて実施をして、それを公表してっていうことでもして欲しいのですが、どのように具体的に文章に入れるかという案まではちょっと考えられていません。

それから最後 14 番のところなんですけど、これも県がどのように支援をしていくのかっていうところなんですけれども、一つ、ここでは二番で顕彰ってあるんですけども、私は企業の方の顕彰とかいい案を出すのがいいんじゃないかっていうふうに出していたんですが、(座長から発言時間終了の旨お伝え) 終わりなんです、顕彰というよりは支援、アドバイザーを派遣するとか、経済的に支援をするとか、そういう人的、経済的リソースの支援っていうものをきちんと位置付けた方がいいのではないかなと思いました。以上です。

(小林座長) はい。ありがとうございました。事務局、文言の具体的なご提案をいただけてますけど、これ、録音はされたりしてますよね。大丈夫ですよ。ということで、なかなかメモ取るの大変かもしれませんが、もし文言の修正、具体的な提案等いただければ、ちゃんと録音はされてるということなので、そこもまたいただければと思います。では続きまして浦狩さん、ご発言よろしくお願いします。

(浦狩委員) 私が気になったのは、(前文の)めざす社会の、「多様な性にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会をめざす」っていうところに、暮らせるだけではなくて、「学べる」と「働くことができる」っていう文言を入れて欲しいなと思いました。全体的に、中学生、高校生にもわかりやすい言葉を選んで欲しいなと思って。それは、中学生、高校生のあなた達にも人権があって、あなた達はその人権で守られているんですよっていうことを伝えたいので、学生にもわかる言葉、図解とかをお願いしたいなと思いました。そこで戻って、安心して学べるっていうところが本人にわかるようにと思いました。

あと希望としまして、この条例がお手本になってですね、三重県外の県の人達に、三重県を見てとアピールできるように発信していけば、三重県の人達はそれをお手本にならないといけないっていうことで、背筋が伸びるんじゃないかっていうことで、三重県を見てっていうアピールになるような条例、わかりやすい条例にしてはどうかと思いました。

あと、(10 番啓発及び広報に)「三重県の職員、教員に研修を」っていう文言があるんですけども、そこには「スクールカウンセラーも」っていうところを入れて欲しいなと思います。スクールカウンセラーの方々バラバラでして、この多様な性に関するところがまだ聞きにくいということがあります。トイレに関してなんですけども、

MtFの方、多目的トイレがあるじゃないかっていうことで、そこは使えるんですけども、本当に急を要する時には、やっぱり自認の性のトイレを使いたい、すぐに使いたいということがよくあるんですけども、その時に嫌な顔されるっていうことがないように、ちょっと具体的な話であれなんですけども、その3点をちょっとお願いしたいなと思いました。以上です。

(小林座長) はい。ありがとうございました。それでは江崎さん、よろしく申し上げます。

(江崎委員) はい。皆さんのように多面的な視点で詳しいことはうまく言えないんですけど、前回、理解促進っていうお話があったんですが、それと同時に、環境を整えるっていうことをもうちょっと具体的に書いて欲しいなというふうに思いました。カミングアウトをしてくれる生徒がいないところは特に環境整備が後回しになりがちなので、それを変えていただきたいなと思います。私達、私が運営しているNFTっていう団体は、学校の、高校の部活動から派生した団体なんですけど、なので自分の学校で活動していると、裏で先生方から、NFTが活動しすぎてるせいで、あれもしなきゃいけないし、これもしなきゃいけないし面倒くさいっていう声を1回聞いたことがあって、それも活動しづらい原因なので、環境を作るっていうのは、ぜひしていただきたいなと思います。なので、渡辺さんがおっしゃったように13番のところは、多目的トイレとか更衣室とか、具体的に書いていただきたいです。

あとは、SNS、インターネット上の規定なんですけど、大阪府が出したものに例になるものがあって、これは主に同和問題について書かれていたんですけど、大阪府がインターネット上の差別的書き込みをモニタリング調査して国に要望を出したもので、プロバイダ責任制限法っていう法律の改正を大阪府が国に求めたんですけど、三重県も、詳しいことはよく知らないので調べた範囲のことしか言えないんですけど、プロバイダとかポータルサイトを運営する企業への対応依頼とか、関係機関への情報提供などの支援ができれば、インターネット上の対策強化につながるんじゃないかなと思いました。短いですが、以上です。

(小林座長) はい、ありがとうございます。続きまして、繁内さんよろしく申し上げます。

(繁内委員) はい、よろしく申し上げます。私の方からは前回と同様に、少しやはりマクロの観点というところをもう一度指摘をさせていただきたいと思っています。条例を作るにあたっては、やはり個別のことばかりに注視しているのではなくて、そういうことをすると木を見て森を見ずということになりかねないという懸念があります。こういうことは難しい言葉なんですけど、合成の誤謬というようなことでも知られています。

今月ですか、昨日、今日と2つ新聞報道があったので、ぜひこの条例を考える上で

皆さんとともに見てみたいなと思っているのでご紹介させていただきます。一つは昨日付の愛媛新聞っていうのが、8面でこの条例について大きく取り上げています。その中身は、タイトルだけ見ますとですね、「性的指向暴露禁止条例検討、三重県のみ」と書かれています。そして、なぜそうなっているのかということが詳しく書かれています。で、啓発の意向は半数を超えていると。やはり啓発はしっかりしていこうということです。そして、例えば多くのところが言っているのは、国の指導を求める声がいっぱい出てきていると。つまり、県独自で本当に決めていいのかどうか。とりわけ禁止というからには、課長にもお尋ねしたいんですが、禁止という限りは、禁止すると言うにあたっての定義が必要です。明確な定義を示していただきませんか、禁止ということは誰が禁止を決めるのか、あるいはどの範囲で決めるのかということについて各県とも非常に迷いもありますし...

(小林座長)(ちょっと音声途切れていますね。こちらの声は聞こえていますか、繁内さん。ちょっと音声途切れています。)

(繁内委員)この中で禁止をするところが三重県しかないという現状ですね。そして、禁止をするからには定義をしっかりと明記をしていただく必要があるということです。

もう一つはですね、東京都の事例が報道されております。東京都はご承知のとおり、条例によって禁止をしている、禁止条項が含まれています。そして、1年前になりますが、東京都の職員が、条例で禁止をされているにも関わらず、東京都はパートナーシップをやっていないじゃないかと。あるいは、福利厚生をやっていないじゃないかと。これは差別に当たるということで、東京都の人事委員会というところに申し出をされています。1年経ってですね、結果が出たんですが、差別の是正を求めた職員の措置要求を却下しております。どうして、条例で差別を禁止しているにも関わらず、個別事例としてパートナーシップがない、あるいは休暇がとれないなど...

(小林座長)(ちょっと音声途切れています。)

(繁内委員)(そうですか。ちょっと音声がまずいようなので、非常に申し訳ないんですけども)...議論できたらいいかなとそんなふうに思っています。すみません、音声途切れているようで、申し訳ございません。

(小林座長)ありがとうございます。2つの事例をご紹介いただきました。今聞こえてるかな、後程、補足的にまたご意見を伺う機会もありますので、意を伝えきれていない部分はまたそこでいただければと思います。よろしく願いいたします。そうしましたら、続きまして柳沢さんお願いいたします。

(柳沢委員)はい、私の方からはですね、一つ、前回から1ヶ月近く経って、ちょう

どお盆がありまして、一つエピソードなんですけど、お盆で家族を連れて実家に帰りました。家族っていうのは私のパートナーなんですけども、そこでですね、私の父が、あんまりパートナーシップに関してというか私たちの関係からして、昔の男なのであんまりいろいろ言ったりしないんですけれども、お墓を守ってくれる人ができてよかったという言い方をされていて、私やっぱり家族とずっと疎遠だったんですけども、このカミングアウトしてパートナーを紹介して以降、家族に戻ってきたなというふうに、家族も受け取ってくれたようです。今回の条例が、新しいものを導入するというような色彩が結構何か文面から見ると強いのかなというふうに思ったんですけれども、何か私はこう、もともとある家族の姿を取り戻すという、何かそういう側面もあるんじゃないかなというふうに考えています。私もまさか、父がお墓のことを出してくるなんてとても思わなかったんですけど、やはりそことも大切なことと、していることをですね、やっぱりこう、何かいろんな世代の人たちが包み込まれていくような、そういった条例、家族を取り戻すような条例になっていけばいいかなというふうに思っています。

ちょうどくしくも安倍さんの辞任が発表されて、安倍政権最後の人権白書がこの夏に出てきてたんですけども、その中で差別的な取り扱いをですね、性的指向ならびに性自認に関して当事者が受けていて、職場を追われたり学校でいじめられたりすると。そういう中でですね、差別や偏見をなくすというのが強調事項として取り上げられています。私はやっぱりこういう文言を見ていると、大切だっていうことは国も繰り返し多分言ってきたらと思いますし、いろんな取組がされてきてるんだと思うんですが、今回条例で様々なですね、具体的な、例えば学校とかですね、雇用主とかいろんなところが出てきていて、具体的な取組というのが条例で定まってくると、三重がですね、本当に住みやすい町として、非常に良い町というか県としてですね、非常にわかりやすいメッセージにはなるんじゃないかなというふうに思いました。

一つですね、私自身企業に勤めておりまして、会社の中でも政策に関わっているということもありまして、一つそのご提案というか考えなんですけども、雇用主さん、企業さんを支援していくというような、そういった側面がありました。私これあの、雇用主さんを守ることに繋がるんじゃないかなというふうに思っております。先ほど経産省とか、いくつかの訴訟が紹介されておりましたけれども、やっぱりこういったものを進めていかないと訴えられてしまうと。で、訴えられるとやっぱりなかなか三重では働きにくいなというふうになってしまえば私は残念じゃないかなと思っております。三重を強くするといいますが、三重の企業を強くするというような観点で、こういったその支援というのはですね、何ていうんでしょう、少数派に寄り添うとか、少数派を助けるというのではなくて、県全体を強くするんだというような、そういった発想があってもいいですが、そういったものではないかというふうにまた思っております。

前回もですね、会議の後、私、三重県の県議会が2年前ですかね、出された意見、国に対しての意見書というのを拝見いたしました。まさに先ほども人権白書に書かれているような課題の解消に加えてですね、性的指向に関してといいますが、パートナ

ーシップですね、同じ性人間が暮らしてる場合でも差別を受けないようにするとい  
いますか、そういったことが書かれておりました。やはりもう2年前に議会が提起さ  
れていて、このような形で具体例に戻していくというのは素晴らしいプロセスを経て  
いるんじゃないかと。議会の民意、知事の表明、そしてこのような意見聴取のプロセ  
スということで、他の県に、モデルになるですね、素晴らしいプロセスではないかと  
いうふうに思っております。以上です。

(小林座長)はい。ありがとうございました。それでは山口さん、お願いいたします。

(山口委員)はい、よろしく申し上げます。僕からは3点ほどお話をしたいと思いま  
す。まず、すいません3点お話をする前に、この条例がですね、三重県の暮らしやす  
さ、先程浦狩さんも言っていました、働きやすさであったりとか、あとは学べる環境  
であったりとか、そういったところに繋がればなということにすごく感じています。  
うちの団体でも過ごしやすい町にということをやっていますが、これがですね、当事  
者関係なく三重県にいて、生まれてよかったなと、いてよかったなというふうに思っ  
てもらえるような条例になればなというふうに思っています。1つちょっと気になっ  
ているのが、これの件もあって取材であったりとかを受けてるんですけども、ちょっ  
とこうアウトティング禁止みたいなのところの方にメディアがすごく注目しているのが  
気になっているところではあるんですけども、そこだけではなくて、この条例自体を  
使って三重県が暮らしやすくなると、三重県で暮らしやすくなるというところに、フ  
ォーカスになればなというふうには思っています。

内容に入っていきますが、7ページですね、啓発および広報というところで、「研  
修など」というふうにしてあるんですけども、研修ですね、まず知る機会を持つ  
というところすごく大事になってくる要素かなというふうに思います。ただですね、  
この「など」というところに入ってくるのかなとは思いますが、啓発だけではなくて、  
環境整備やったりですね、あとはその広報の部分でわかりやすい広報のやり方  
っていうのをぜひ入れていただければなと思います。研修に関しては、知るっていう  
ところが主になってくるとは思いますが、知ると言っても聞くだけではなくて、  
見るというふうな研修もできるのかなと思いますので、例えば子ども達がわかり  
やすいような広報、例えば大阪にあるポスターであったりとか、そういったものを見  
る研修、知るというところですね、そこに繋がるような啓発及び広報になればいいの  
かなというふうに思いました。

次の8ページ、相談対応等のところなんですけれども、フレンテみえの方で今 LGBT  
電話相談っていうのをやってるんですけども、育成講座というのもします。スクール  
カウンセラーであったりとか、フェミニストカウンセラーとかに対しても LGBT の観  
点も含めてカウンセリングを学べるようにと、相談を聞けるようにということで、そ  
ういった育成もあるので、すごくいい方向に進んでいるなというふうに思っています。  
ただですね、今相談というところではフレンテみえの電話相談しか、県で対応してい  
るところはないんですね。僕の団体が4年前から月に1回 LGBT のコミュニティを開

いているんですけれども、こういったコミュニティの支援ですね、実際会って安心する場を設けるといいますか、そういったところをちょっと入れていただけるとありがたいなと思います。

あと最後、9 ページで、社会生活及び社会参加における対応のところ、パートナーシップですね、パートナーシップに関してはすごく賛成ではあります。ただその、ここにも書いてありますが、議会で議論をして、そういったところの理解承認も必要というところで、まずは議会で議論をするよりも前に知るところがまずそもそも大事になってくるのかなと思うんですけれども、知る機会をどんどんと、パートナーシップ制度を機会に、知っていただけるといいうところにつながるかなと思います。以上です。

(小林座長) はい、ありがとうございます。そうしたらまた、私の方からもすみません、私自身の意見を言わせていただければと思います。

まずですね、冒頭のところでもあります、これ何のためっていうところ、やっぱり三重県で暮らし続けられるため。それこそ今日の委員でいうと江崎さんや山口さん、三重県から出ていってしまっておられるわけですが、そういう方も含めていずれまた三重県に戻ってくる、あるいは今全然三重県と縁がない方達でも、三重県暮らしやすそうだね、あそこで住んでみようかなと思って来てくださる、そういった三重県で暮らし続けられるような 1 つの基盤になっていくといいのかなと思います。先ほど柳沢さんもおっしゃったような、三重県の企業さんがしっかり人材確保できるような、そういうところにも繋がってくるいいのかなと。

その上で、中身について私も 3 点ほど申し上げていきたいと思いますが、まず、5 ページの 9 番のところ、禁止という言葉がもしかすると問題になっているのかもしれませんが、文言はどうかということは別にして、内容としてはですね、やはり性的指向とか性自認など、性表現を含むとして、を理由として、差別されてはいけないんだよ、あるいはカミングアウトをすること、しないことを強要されてはいけない。本人の意に反して、本人のそういう性的なあり方の部分がオープンにされてはいけないよっていうことは、やっぱりしっかり明示して、それはいけないことなんだっていうこと、まだまだそれこそ理解が十分でないところもあると思うので、そこをしっかりと理解してもらうためにも、これはきちっと明示してそれをいけないことなんだっていうことは書いて欲しいなと。これが 1 点目です。

それから 2 点目として、この条例の継続性というか実効性というところ、やっぱり県の責務として計画を作るって書いてありましたが、県以外のところにも計画づくりを求めるかどうかっていうことはもしかするとちょっと難しいのかもしれませんが、まずはこの県の条例ですので、県としてしっかり計画を作って、きちっと段階を踏んで継続的に取り組んでいくということ。そしてそれをちゃんと後々チェックできるということも大事だと思いますし、実効性っていうことをいうと、これ今学校教育関係者とか、あるいは事業者にもいろんなことをお願いするような条例になってきておりますけれども、当然事業者の方からすると、じゃあうちのような

企業でどうすればいいんだろうねと、お困りになることもあると思うんですね。あるいは学校の先生たちも、じゃあ今どう対応していったらいいんだろうと悩まれることも。そういう当事者だけではなくて、事業者の方とか、あるいは学校関係の方とかが相談に行けるような、そういう相談体制っていうのも必要なというふうに思います。

3つ目としては、パートナーシップの話であります。どなたかのご意見で、要綱でこういうのを作っちゃうのは二元代表制の軽視じゃないかっていうご意見もあったかと思えますけども、だからこそ、これ今、県の条例で作っていくってこと、僕は大事じゃないかなって思っております。議会でもしっかりご議論いただいた上で、三重県としてパートナーシップ制度を作っていくっていうことが必要なのかなという気はします。今朝の中日新聞に載ってましたけれども、犯罪被害者支援の話ですね、札幌市や大阪市では同性パートナーももしそういう被害に合った場合、これを支援の対象に含めるっていうような対応を取ってるっていうのが載ってました。ところが、名古屋地裁では同性パートナーは事実婚とは認められないということで、却下するような判決も出てますね。ということでいうと、このエリアはまだまだこういうことをちゃんと書いとかなないと、同性パートナーっていうのがそういう存在なんだっていうことを十分に社会として認めてもらえてない部分があると思うので、それを進めていくためにも、そういった方達の権利を守るためにも、パートナーシップ制度っていうのはしっかりと位置付けていく必要があるのかなと、こんなふうに感じております。

あと細かいことですけど、人権教育のところでも県と学校設置者ということは書いてありましたけれども、だけじゃないと思うんですね。市や町が人権センターなどを設置したりしています。生涯学習っていうことでいくと学校だけではないと思いますので、ぜひ市町とも連携して人権教育を進めていって欲しいなというふうに思いました。すいません、私の意見も聞いていただきました。

ここからはですね、皆さんとの意見交換の時間ということになってまいります。ここまで皆さん、それぞれのお話聞いていただいてですね、補足しておきたいこと、あるいは他の方の意見を伺って、ちょっとここは私もう少し意見言いたいと思われるようなところ、そういったところについてご自由にご発言いただければと思います。先ほどと違って5分という時間特に設けませんけれども、できるだけ簡潔に、他の方の発言機会を奪わないように、そういうことでご意見いただければなと思います。事前に参考資料等でも論点となりそうなところを資料いただいておりますので、そちらも踏まえながらご発言いただければと思います。どなたからでも結構ですが、ご発言ある方がいいかでしょうか。繁内さん、手が挙がってますね。よろしく申し上げます。

(繁内委員) すいません、今もちょっと回線が悪いという表示が出ておりますので、ちょっとご迷惑をおかけしてるかもしれません。一つだけお話の前に少し、今座長からご紹介いただきました名古屋地裁のことについてなんですけれども、しっかりと判決ですよ、精査をしていただきたいなと。つまり、そもそも申請要件を満たしていたかというようなところなんです。申請要件を満たしてない可能性があるというふうに情報が沢山出ておりまして、そこはちょっと精査をお願いしたいかなと。一方的に

名古屋が認めていないのはおかしいというのは、ちょっと中身の問題であるのではないかなと私思っております。私の意見というよりは、しっかりと精査をしてくださいというお願いをまずしたいと思います。

(小林座長) はい。それはそういうことで、判決としてどうそれを読み取るかってことは別としまして、事実婚として同性間のものっていうのが認められない可能性があるということ自体はよろしいですかね。

(繁内委員) いいえ、同性間は認められないんじゃないじゃなくて、そもそも関係者が関わっておいたら駄目というのがあるんですよ。例えば、はっきりもちょっと言いにくいんですが、申し上げると、そこに男女と同じように不貞行為というものがもし男女の中であって、そして不貞行為によって相手が、関係者が関わって犯罪が起きてしまったということについては、申請要件を満たさないというのがありますので、その辺りの分野を精査しながら。

(小林座長) すみません、個々の事例、個々の判決の内容、事件の内容ということじゃなくて、事実婚として同性間の関係というのが認められない可能性があるよねっていうところまでいいですか。一般論として。

(繁内委員) 一般論として大丈夫です。ただ、今回の名古屋の事例は申請要件というのがありますので。

(小林座長) わかりました。名古屋地裁の判決を例として引いたのは、もしかすると妥当じゃなかったかもしれないと、こういうことですね。ありがとうございます。すみません、条例そのものについてのご意見を伺っていきたいと思うんですけども、今回条例を皆さんに検討いただくにあたって、ご意見まだまだおっしゃり足りなかったところなどあればぜひお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。はい、東先生お願いします。

(東委員) はい。さっき言えなかったところなんですけども、基本的な施策の位置付けはどうかというところなんですけれども、「適切な対応」っていう言葉が出てくるわけなんですけれども、それを「必要な措置を講ずることを含め、適切な対応ができるよう」というふうに、変えてはどうかというふうに思うんですけども。それで、適切な措置を講ずるっていうのは、いわゆる障害者差別解消法でいうところの例えば合理的配慮の提供みたいなことを意味するわけなんですけれども、もし差別、排除を受けたというような相談が県にあった場合、どうするかというところも含めて言いますと、そういう相談があった時に国が事業者に対して聞き取りができるとか、対応策について相談に乗る。で、その後どうでしたかっていうフォローをするっていうようなシステムづくりがあると、実効性を高めて、この条例のですね、実効性を高めていくこと

に繋がるかなというふうに思います。以上です。

(小林座長) 救済制度的な話ですね、ありがとうございます。他、ご意見いかがでしょうか。県からの資料の中にも若干ありました、差別の実態みたいな、今回この条例を考えていくに当たって、その実態的な話は皆さん何かご存知のところとかあれば、県として十分拾いきれてないところもあるので、そこをちょっと教えてほしいと。特に SNS 上とかインターネット上での、どんなことが言われているかっていうところはなかなか当事者でないと見えてこないところもあるかと思いますが、もしそんなところもご意見あれば伺えればということだと思いますが、いかがでしょうか。はい、柳沢さんお願いします。

(柳沢委員) はい。実は私のパートナーが先々週入院をいたしまして、ある手術の同意書というものに初めてサインをいたしました。東京都のある区の病院なんですけれども、パートナーシップが導入されてから、同意書のところが、配偶者、その他親族という、そういった選択肢ではなくて、無選択肢の項目が増えてですね、私もある意味病院に聞くことなくスムーズにプロセスを終えることができました。話を聞いたところ、条例を機にこのような改善がされたということで、大きな病院のグループで三重にも何件か病院があるそうですけれども、各病院ごとに対応してるということで、三重でどうなってるかというのは私の方では存じ上げておりません。

差別の具体的な事例というふうな話が今小林座長の方からございましたけれども、私はある意味差別に具体的に合うことを免れた幸運な事例でございます、これが東京都並びに国もですね、ずっとこの問題に取り組んできているということはございますし、それこそ先ほどご発言いただいていた繁内委員も含めたですね、そういった様々な事業所に関する指導といいますか、国ベースでの様々な改善というものがされてきておりましたけれども、やはりいろいろなものが努力目標としてなってる中でですね、このパートナーシップが条例、その区で導入されたということの具体的な成果というものを肌で実感いたしました。なかなかやはり、明後日手術ですと言われて同意しなきゃいけないというすごい大変な時にですね、一から説明しなくてもいいという、ちょっと今、先ほどから申し上げてます通り差別の事例っていうより差別を受けなかった幸運な事例ではございますけれども、非常に大切なことだと心から実感したことをですね、皆様にご報告できればというふうに思いました。

(小林座長) ありがとうございます。同性パートナーであっても同意書を、同意をする対象として普通に扱ってもらえたというお話。

(柳沢委員) そうですね。扱っていただきましたし、術後本人が全身麻酔で意識がない時にも、お医者様からご説明を受けることができましたし、そういったところというのは本当に大切なことだと。そしてそれがやはり条例によって進んだという話を聞きますと、非常に今、三重は本当に大切なことを進めているんだなというふうに、

心から思います。

(小林座長)ありがとうございます。差別を受けずに済んだ幸いな事例ということでご報告いただきましたけれども、他はどうでしょうか、皆さん。もちろんこの差別受けた受けないの話だけでなく、他にも言い残した論点、先ほど時間制限もありましたので、十分に伝えきれなかったことなどもあれば、ご発言いただければと思います。

ちょっと私から論点を振りますけども、性表現ですね、港区のこの資料では性別表現という書き方になっていますが、性表現について盛り込むことについて、先ほど東先生と渡辺先生からはぜひっていうお話をいただいたかなと思うんですけども、他の委員の皆さんはこれについてどんなふうにお考えですか。繁内さん、はい、お願いします。

(繁内委員)(すいません公衆回線を使っておりまして、ほとんど聞こえてない状況なんで...)

(小林座長)(今聞こえてないんですが。)

(柳沢委員)(座長すいません。もしかしたら繁内さんにビデオを切ってもらったらいいかもしれません。)

(小林座長)(なるほど。繁内さんすいません、もしかすると回線をちょっと軽くするために、1回画面のビデオだけ切ってマイクだけでっていうことは可能でしょうか。映像を切るともしかすると。ちょっとうまくいかないですかね。多分今、事務局が直接お電話をしてもう1回つなぎ直すなりすると思うんで。ちょっとじゃあごめんなさい、時間もあるので他の方のご発言を先にいただいて、またうまく回線が繋がったら繁内さんにご発言いただくことにしたいと思います。)

どうでしょうか、今パートナーシップの話とか性表現のところについて意見をというお話してますけど、もちろんそれ以外の件でも結構ですので。じゃあすいません、浦狩さんお願いします。

(浦狩委員)経験の話をさせていただきたいんですけども。研修を何度も受けた、このことをよくわかっているという親御さん達、その中で、ある日本当に子どもからカミングアウトがあった親御さんの話なんですけれども、自分は自信があったと。それでも実際子どもからカミングアウトがあったら、ものすごいショックがやっぱり大きくて。わかっていたはずなのに、身内のこと、家族のことになると、何も考えが及ばなかったとか。あと、うちの子どもの胸オペをしてくださった先生、毎週胸オペをしてるんですけども、実際自分の娘さんから胸オペをして欲しいって言われたら、僕はもう何も答えられないと思うっていう、当事者の現実の話を想像できなかったという

話を聞いたことがありますので、どうかその、現実には起こっている話だということをお伝えすることができないかなと思います。難しいですけど。

(小林座長)なるほど。頭で理解してるつもりでも、いざとなると、ということですね。そういった方のためにも、相談体制とかがしっかりあったり、というところがやっぱり必要なんでしょうね。

(浦狩委員)はい。そうです。

(小林座長)ありがとうございます。今浦狩さんご自身のお子さんの性別変更のための胸のオペの話等とも関係してご発言をいただきましたけど、こういった経験談でも構いません。実際にじゃあ条例ができると、我々今周りで見てきたような経験の部分がどう変わってくるのか、あるいはどうそれが活かされてくるのかっていうことも、皆さんからご発言いただくと、この条例を作っていく上で参考になるのかなと思いますが、いかがでしょうか。文章で(のご意見を)沢山皆さんからいただいていますので、なかなか(すべてについては)発言いただきづらいんですが。

(柳沢委員)小林座長すいません、最後のポイントをもう一度言っていただいてもいいですか。今おっしゃられたことを。ちょっと切れてしまっていて。

(小林座長)はい、皆さんのご経験とかですね、うまくこの条例に活かしていけるといいよね。条例ができることで、こんな辛い思いをしたけどそれが解消されていくんじゃないかとか、あるいは既に条例があるようなところで、さっき柳沢さんおっしゃったように、こんないい経験をしてきたけれども、できたけれども、それが三重県でもできるようになるんじゃないかとか、そういったご発言いただくと、この条例を作ってく上で大いに参考になるんじゃないかなというようなことを申し上げました。

(柳沢委員)なるほどありがとうございます。それに合わせて、もしよろしければ私の方で一件お話してもよろしいでしょうか。

(小林座長)はい、お願いします。

(柳沢委員)私はどうしてもやっぱり職場のことに取り組んでおりますので、企業では、ですとか、そういったことに関してお話ししたいと思うんですけども、私もカミングアウトして働いている中でですね、営業をしているんですが、競合の企業の同じ立場にある営業からですね、あの人はゲイなんですよというふうにお客様に告げ口というんですかね、いうのがありまして。こういう話よく、レズビアンですよとか、あの人トランスジェンダーなんですよとか、もっと悪い言葉だと、何ですかね、気持ち悪いですよ、男が好きなんですよとか、あの人もともと女なんですよとか、何かそ

ういったアウトティングですけれども、やはり恒常的に起きています。やはり私自身は、自分自身や自分達の仲間を守って欲しいというのももちろんありますけれども、同時にほとんどの同僚が、そしてお客様もですね、こんな話聞かされなくなかったという人が多いのではないかというふうに思います。もうほとんどの方々がですね、今少しずつ、こういったことに関する理解が進んできた中で、違和感を持たれるというふうに思われると思います。私自身、この方に直接ご連絡をいたしまして、何もですね、自分自身悪いことをしてるとは思っていないという話を差し上げたんですが、本人はすごく軽い気持ちでおっしゃられたようで、あの人なんか派手な服が好きなんですよっていうことを言うくらいですね、軽い気持ちで言っていたという話をされてきました。私はやはり、先ほど議会で意見書が出たのが2年前というふうに申し上げましたけれども、本当に様々なところで問題提起がスタートして、理解を進めていこうという取組が進んでいると思います。そういう中でもですね、何がよくないことなのかということを示すことというのはとても大切ではないかというふうに思っております。先ほど座長の方から、禁止という言葉がもしかしたら抵抗があるのかもしれないという話もありましたけれども、何をすればいけないことなのか、どういう取り扱いがいけないことなのかということがこの条例で定められると、非常に意義がありますし、私もこういうことはよくないことなんだよということですね、職場の中で明示がされていけば、競合相手の営業の方もこんなことしなかったんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

(小林座長) はい、ありがとうございます。むやみやたらにそういう人の性的指向とか性自認とかをペラペラしゃべるような、そういうアウトティング、そういうのは、アウトティングはやっぱりよくないんだよということをしっかり明示されてると、世の中も変わってくるんじゃないかなということかなと思います。ありがとうございます。はいどうぞ、東先生お願いします。

(東委員) 私も似たような話なんですけれども、条例のですね、実効性をどう高めていくかということと、それから先ほど私が申し上げたことと重なるんですけれども、救済措置のありようについては、非常に重要な問題ではないかと。例えば男女雇用機会均等法が作られても、結局それが努力してねってだけで終わってしまったのでは、全然職場の環境が変わらなかったってことを私達経験してるわけですよ。なので今言われたような、何が、どういう取り扱いが駄目なのかを明示するっていうことが大事だということと、それから、もしこんなふうに困りました、職場でこんな扱いを受けていますっていうことがあるのであれば、その声がきちんと届くような、問題が見える化するシステムを、相談窓口体制を充実させるというところで担保する。そして、そういう声が上がった時には、県は動かなければいけないと思うんですね。で、それは動くっていうのを何か罰則規定で、罰金取りますよっていうふうな形では今回ならないわけなんですけれども、でも、先ほど来から言ってること、それから私が文書で提出させていただいた中にある、調査に入る、調査に入るっていうのは、聞

き取り調査に入って、対応策について企業さんにも、企業というか事業主さんの相談にもものるという形で、今後どういうふうにしていくかを考えていけるシステムを、これを作っておくこと、非常に大事だと思います。同じことの繰り返しですが、失礼いたしました。

(小林座長)ありがとうございます。そうですね、単に謳うだけではなくて、どうそれを担保していくかという、そういう救済措置的な話ですよ。先ほど私もちょっと言いましたけれども、当事者だけではなくて、事業主さんもやっぱりいろいろと対応困られることもあると思うんで、その相談にもしつかりのってあげられるような形を作ることで、両者の行き違いとかっていうことももしかするとうまく解決していけるようなことができるかもしれない。それが実効性に繋がるだろうと、こういうご発言だったかなと思います。ありがとうございます。はい、どうでしょうか、他違う論点でも構いません。折角の機会ですので、いろいろとご発言いただいて。はい、江崎さん。

(江崎委員)さっきと全然違うことなんですけど、7番の教育に携わる者の責務のところの2行目にある「多様性に配慮し」の配慮って、具体的にどういう配慮っていうのは、まだ決まってないんですか。

(小林座長)4ページの7番のところですね。多様性の配慮のところ。

(江崎委員)どういう配慮なのか。その、ソフト面なのかハード面なのかとかっていうのが、もし決まっていたら教えてほしいなと思って。

(小林座長)まだこれ条例の、現在素案の段階ですから、こういうことが条例に書かれると。これに基づいて、じゃあどんな配慮が必要なんだろうかということで、現場で実際に考えていって、いろんな取組をこれから進めていってもらえる、その一つの基礎というかベースになる、出発点になるためにこれ書いてもらう話なのかなと思いますけど、どうでしょう事務局の方でもし、例えばこんな配慮っていうことを考えてますよっていうのがもしあれば今、ご質問ありましたので。東先生すいません、ちょっとお待ちください。事務局お願いします。

(事務局)はい。先ほど座長もおっしゃいましたけれど、まだこれを機会にここから議論がスタートしていくところですので、今具体で、江崎さんが言われたような、何かこうはっきりこれと決まっているものはまだありません。

(江崎委員)ありがとうございます。

(小林座長)その上で何かご発言ありますか、よろしいですか。

(江崎委員)学校の先生とか、何をすればいいのかわからないって言う、おっしゃる先生も沢山いらっしゃるので、具体的に書ければいいのかなと。当事者の気持ちもわかるし、だけど親とか外部の人の意見もあって、どうそれを変えていけばいいのかわからないって声を沢山いただくので、そういうのを書いていけばいいなと思いました。

(小林座長)なるほど、ありがとうございました。東先生、お待たせしました。

(東委員)今の江崎さんの言われた配慮についてなんですけれども、私もいろいろ教職員研修とか、講師で呼んでいただいた時にお話するんですが、ここで言う配慮は、気持ちの問題、気づかい、心配りの意味ではありませんよということをいつも強調させていただいています。これは、障害者差別解消法でいうところの合理的配慮の配慮と同じで、リーズナブル・アコモデーションのアコモデーションの訳が日本では配慮っていうふうになってしまっているからちょっと勘違いを起こすけれども、アコモデーションっていうのは調整を、具体的調整を図ることであるということを研修会等でも強調させていただいているところなんです。なので、ここでいう配慮とは何かって江崎さんのご指摘とても重要なところで、三重県でもぜひそのへんの説明を加えていただければいいなと思います。

(小林座長)はい。フォローありがとうございました。その辺はよろしいですかね。どうぞ、渡辺先生お願いします。

(渡辺委員)はい、渡辺です。そこに関してですね、私も最初に言ったところと重なるんですが、性別に関わる規則とか、これは規則だと校則とか社則とかいろいろ関わると思いますが、慣行とか設備の見直しというような言葉が入ると、この配慮っていう言葉の意味っていうのも、もっとクリアになるのではないかなと感じています。

(小林座長)ありがとうございます。はい、そこを条文の中で書くのか、それとも実際の条文の解説のところ、これまでの慣行とか制度、仕組みの見直しみたいなことも、これに基づいてやっていきましょうっていうことを解説で書くのか。そのへんの技術的なことはいろいろとあろうかと思うんですけども、ありがとうございます。

他どうでしょうか、ご発言いただける方。すいません、今ご連絡いただきました、繁内委員ですけれども、どうも回線状態がやはりかなり悪いということで上手く聞こえなかったりしているということですので、ご自身のご発言なさいたい内容は、別途また文書で提出いただくというような対応をしていただくということになりましたので、今日はこの場では皆さんからそれぞれ意見をいただいておりますけれども、併せてまたこの後、ちょっと言い足りなかったなとか、またちょっとじっくり考えると、あの委員の発言、胸に落ちてくると、やっぱりこんなこと気づいたよっていうことがあれば、繁内さん同様、他の方も別途、後日文書で出していただくということ

もありかなと思いますので、またよろしくお願いします。ただ、せっかくこれオープンでやっている会議ですので、できればやっぱり傍聴されている方とかも含めて皆さんに伝わるように、今日できればこの場でいろいろとご発言いただいて、ここでなかったことが新たな論点として出てきて、それが条例に入ってるっていうと、一体どこから出てきたんだっていう、その透明性の部分で疑念を持たれてしまうことになりかねませんので、できれば条例に入れておきたいようなことは今この場で、その種だけでも蒔いといていただけると、助かります。よろしくお願いします。ということで、どうでしょうか。どうぞ、山口さんお願いします。

(山口委員)自分の経験上の話なんですけれども、パートナーシップの件に関してですね、この条例の中に、そのパートナーシップに関するところが入っているっていうのは、非常に意義があることかなと思っていました。特に子ども達、小学生、中学生にも講演会をするんですけれども、パートナーシップの話をした時に、これって何で県でしないのっていう声とかあっていうのをよく聞くんですね。これが駄目な理由がわからない。子ども達が、パートナーシップに関してはすごくポジティブに捉えているので、自分の活動の軸でもそうなんですけども、わかりやすく、すごく皆さんがポジティブに捉えられるような発言の仕方であったりとか、啓発の仕方であったりとかっていうところをすごく大事にしています。ただその、年齢が結構上の方とか、ちょっとお話をすると、反対の意見としては、家族の何か形態とかあっていうところのことを言われるので、そのへんもちゃんと話し合ったら、しっかりわかってくれる方っていうのはしっかりいるはずなので、それを研修であったりとか、またはポスターであったりとか、はたまた動画であったりとか、そういった見る、聞く、例えば触れるでもいいと思います、交流会であったりとか。うちの交流会も当事者だけではなくて、LGBTのことを知っている方々が来られるというところを条件に来ていただいているので、そういった部分でLGBTに触れるというところの機会を持っているので、そういった団体のコミュニティをうまく行政も使うというところを、ぜひしていただきたいなというふうに思っています。以上です。

(小林座長)はい、ありがとうございます。パートナーシップ制度をもし条例で導入される場合には、多様な、様々な家族のあり方があるよってというようなことも含めて、やっぱり今後継続的に検証してって、多くの人達に知ってっていただくということも大事だよな、ということだったかなと思います。はい、繁内さん聞こえてますでしょうか。お戻りになられたようですので、よければどうですか。

(繁内委員)大丈夫ですか。

(小林座長)はい、じゃあご発言よろしくお願いします。

(繁内委員)すいません。回線がかなり悪くて、皆様のご意見がほとんど聞き取り

できてない状況の中で。先ほど柳沢さんのおっしゃったことで、実は私も同じ経験をしました。今年、お盆に初めて私のゲイのパートナーと一緒に、繁内家の墓というところに行ってまいりまして、パートナーがしっかりと墓石を洗っていただいて、そしてお参りができたという経験を持っています。うちもそうなんです、一人っ子なので、どうするんだという問題は、やはり切実な問題であると、こういうのは個人的にも本当に実感をしたところなんです。で、私のゲイのパートナーの話をさせていただくと、パートナーシップについて言えば、個人的にはやっぱり欲しいです、正直。個人的には。ただ、その個人の思いと、社会の中での位置付けというか、ああいうものについてはやっぱり温度差がまだまだありますから、制度だけ作ってもみんなで祝ってもらえる環境でなければ、やっぱりしようと思っててもできない人達も沢山声が上がっていますし、カムアウトできるのかできないのかとかいう意味も含めて、やはりまずは社会の寛容というところ、しっかりとした社会の寛容を深めていくというところに重点を置くのが、もう私は一番いいというふうに思っています。

(小林座長) はい、ありがとうございます。そうすると、制度が作られること、制度が存在すること自体を別に否定はされないけれども、その前提として、もっともっと世の中の人に知ってもらってということが大事だよなと、こういうことでしょうかね。

(繁内委員) はい。制度はあってもいいと思います。ただし、多くの方がやっぱりそうだねということをやっぱり言うてくださるということが私は前提であるべきだと思います。制度を作って、対立を、賛否を分けてしまいますと、非常に当事者にとってもまずい状況になりかねない。とりわけ自分の親御さんが反対の立場だと、当事者にとってはものすごく息苦しく、余計に苦しくなるというのがあるので、個人的な思いというのは私も同感なんですけれども、一步一步進めていく、確実に進めていく、その方がかえって急がば回れではないですが、課題の完全解消に向かうのではないかなと、そんなふうに思いました。

(小林座長) 結果に至るための方法論的なお話、ご発言をいただいたかなというふうに思います。ありがとうございます。残り時間も 15 分ほどになってしまいましたけれども、どうでしょう、いろんな論点出てきていますけども、ちょっと今までで触れられていないようなところでも、もしご発言があればというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。性表現の話は、あ、渡辺先生どうぞ、じゃあお願いします。

(渡辺委員) はい、渡辺です。パートナーシップ制度についてなんですけど、条例も含めて、その制度の制定と啓発っていうのは両輪だと思いますので、両方一緒にやっていくことがいいかと思いますが、パートナーシップ、9 ページのところ導入する場合とかと書いてあって、千葉市のことなども事例に出しながら幅広く支援ってあるんですけども、多分、県を跨いで勤務されている方、通学されている方とかもいて、その方がこの、今この瞬間にも非常に緊急事態にあって、もしかしたら、このパート

ナーシップがあればっていうのが今この瞬間にもあるかと思うんですけれども、そういうことを考えると、条件としてカップルの一方が在住、在勤、在学というふうに、幅広く支援ができればいいのではないかなと思っています。あと、性表現に関しては先ほど申し上げた通りです。以上です。

(小林座長)ありがとうございます。そうですね、パートナーシップに関して言うと、男女のご夫婦であっても別々のところに住んでいる、単身赴任だったりっていう遠距離なケースもありますので、どちらか片一方が三重県にお住まいだったりっていうことであれば、そういうのをフォローできてもいいんじゃないかっていうご発言がありました。繁内さんから手が挙がっていました。どうぞ、お願いします。

(繁内委員)はい。ちょっと言っておかなければいけないと思うんですけれども、私に関わってきた国での議論であったり、あるいは他の自治体での議論では、啓発と制度は両輪ではないという方向性で考えております。なぜかという、制度を作ってしまうと、そのことで賛否を分けてしまいますので、先がやっぱり見通せない、真っ二つに割ってしまうというようなことがあるので、まずは国は理解を増進することから始めようというあたりを、私はここで強調しておきたいと思います。

(小林座長)はい。ここのところはそうすると、委員の皆さんの中でも意見が割れるところかもしれません。まずは理解を深めていって、理解が深まったら制度を作ればいいっていうのが多分繁内さんのお考えですね。ただ、じゃあそれはいつ理解が深まるんだろうかっていうことからすると、制度も作って、併せて啓発もしていってっていう両輪で動いていくべきだっていうご意見の方もいらっしゃるということで、ここはそれぞれのご意見を伺った上で、今日は条例を作っていくためにいろんな意見を聞く機会でありますので、これを踏まえて、事務局の方にいろいろとお任せしちゃうのも辛いところありますけども、これも受けながら県としてどうするかっていうことはまたちょっと考えていただければいいかなと思いますので、こういうふうに必ずしも、一つに意見集約はできないこともあろうかと思いますが、それぞれご自分としてはこう思っているよっていうことを皆さん、この場ですからおっしゃっていただいた方が、それも含めて多様なんだ、いろんな意見があるんだねっていうことになってよろしいかなと思いますので、ぜひ遠慮なくご発言いただければと思います。いかがでしょうか。はい、東先生お願いします。

(東委員)一番最初に発言されたことの繰り返しなんですけれども、構造化された、制度化された差別、排除をどうなくしていくかっていうことが一番重要なポイントだということを思いますし、強調しておきたいと思います。以上です。

(小林座長)ちなみに東先生、それを解消していくためには、こんな取組がいいよ、こんなアプローチがいいよ、みたいなこと何かあれば、三重県の参考になるうかと。

(東委員) はい。今三重県が提案されている禁止に関して、包括的に一番最初に謳っている。その後アウティング、カミングアウトのことに触れている、とても素晴らしいと思います。先ほど来から今回3回目になるんですけども、救済措置制度というものを考えていくということが大事だというふうに思います。ありがとうございました。

(小林座長) はい、繁内さんどうぞ。

(繁内委員) はい。少し、もっと現実的に考えてみたいなというふうに思います。私は各所ですね、お話をさせていただいておりますのは、差別を禁止して差別のなくなった国はないということです。差別を禁止して差別がなくなるのであれば、私は大賛成をしたいと思います。しかし、例えば東先生が先だってアメリカの黒人の話をされましたけれども、アメリカどうなっていますか。差別を禁止して、なお深刻な差別に繋がっているのではないかと。アメリカは同性婚もあります。しかし、現状どうなっているのかということをやっぱりしっかりと押さえて、そしてできるだけ我が国らしく対立を避けながら、理解を増進する、知識を増やすということについては、あんまり多くの反対はありません。ほぼ今どんな団体でも勉強していくのはいいことだねと、多くの方が一致をしておりますから。ただし、そこに差別禁止というのを入れることによって、ばらっとばらけてしまうというのが現実なんです。ですから、そのあたりをどこまで現実的に考えられるか。理論だとかいうのはいくらでもできると思いますが、やはり三重県に根差すことができるのかどうか。本当に社会に根差すことができるのかどうかというあたりにやっぱり、もう少し考えを至らせていただければありがたいなと思います。

(小林座長) ちょっと繁内さんに伺いたいんですけども、確かに差別を禁止したことで差別が完全になくなった国っていうのはないのかもしれませんが、おっしゃるような形で理解を高めてって、深めてってということなんですけど、していくことで差別がなくなった国っていうのはあるんですか。

(繁内委員) ありません。ですから、世界初のアプローチだというふうに申し上げます。世界で初めてのアプローチだというふうに、私は説明をさせていただいています。

(小林座長) 先例はないけれども、そういうアプローチでいったらうまくいくんじゃないかというのが、繁内さんのご意見ということですね。

(繁内委員) そうですね。で、座長すいません、もう一つだけよろしいですか。性表現のことについての、私の考え方を述べさせていただきます。実は、性表現というのは、私は個性という意味でとても大事だと思います。いろんな表現の仕方があって、

選択の幅が広いのは私はいいと思います。そこは賛成です。ただし、一つ考えていただきたいのは、どうしても性表現というと、男らしさ、女らしさというようなことにどうしても集約してしまうと。しかし、価値感として、男らしさ、女らしさがいいと思ってらっしゃる方がやっぱりいらっしゃるの、その方達を全面否定してしまうというようなこと、とりわけ国の段階でもお話がありました、内閣府が実はジェンダーフリーということについては、すでに通知を出しています。お調べいただければ結構です。ジェンダーフリーという言葉は使わないと、どこまでもジェンダーを言ってしまうと、結局そのジェンダーフリーというところになりかねないというようなことも一つ注意点として、男らしさ、女らしさがあってもいいよね、だけどそうじゃないのも当然あっていいよねというふうな持って行き方をするのが、対立を深めないというのには極めて大事な視点だということをおし上げておきたいと思います。

(小林座長)男らしさ女らしさを追求したい人はもちろんそれを追求していただくのも、それも個性でありだと思ってくれる、それを強要されない、それに縛られないということが大事だよなっていうところまではよろしいっていいことですかね。

(繁内委員)はい。

(小林座長)同じように、先ほど音声がちよっと途切れがちだったところだったので、もう一度確認したいんですけれども、禁止っていう言葉を使うかどうかっていうことは多分反対っていうご意見あるのかなと思いますけれども、デリケートな話ですね、性的指向とか性自認などを理由として差別されてはいけないよねとか、カミングアウトをすること、あるいはしないことを強要されるっていうのはよくないよねとか、あるいはアウトィングをされちゃうっていうのはよくないよねっていう、そういうのはよくないよっていうことが明示される、これは構わないんですよ、そういうふうに理解をしていってもらうために。

(繁内委員)そうですね、はい。

(小林座長)わかりました。ありがとうございます。他、ご意見いかがでしょうか。残り後5分を切るぐらいになってきましたので、最後の発言機会になろうかなと思いますけど。ちょっとこれだけは言っておきたいと、十分に発言できなかったんでこれは発言しておきたいという方、他いらっしゃれば。はい、柳沢さんお願いします。

(柳沢委員)もうすごく手短かに、最後なのでお伝えすると、私、いろいろなアプローチがあると思いますが、アンケートから、やはり足元でといただきますか、目の前で困っている方々が三重県にいるという、第1回の会合を思い出したいというふうに思います。その方々の不安、不便、そして懸念、生きづらさというのを解消する条例であるということ根底に共有しながら、今後具体的な案が出てくると思いますので、その

解消を目指したものであるということ、ぜひ取り組んでいただきたいということをお伝えしたいと思います。

(小林座長) はい、ありがとうございます。私がまとめて言おうかなと思っていたことを言っていた感もありますけれど、そうですね、まさに初回の際にも見ました、大好きな三重県なんだけども、ちょっと今の状況でこの三重県に住み続けるということは難しいかなというご意見を持たれてる方もいらっしゃる。そういう悲しい方ができるだけ減っていくように、今おっしゃっていただいた、足元で三重県の皆さんができるだけ幸せに暮らして生き続けられるような、そういう条例を作っていけることを目指せばというふうに思っております。ありがとうございます。

いろんなご意見、今日も伺いました。また先ほどありましたように、もし今日十分に伝えきれなかったところとかがあれば、後日文書でとは思いますが、どうでしょう、大体概ね、ポイントになるようなところ、重要なところはそれぞれご発言はいただけたのかなというふうに思いますので、また皆さんからいただいたご発言、ご意見を踏まえて、事務局の方で今後条例を練っていただければなというふうに思っております。皆さん時間を守ってご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございます。それでは本日の会議、事項は以上とさせていただきます、事務局にお返ししたいと思います。どうも皆さん、ご協力ありがとうございました。

(事務局) 小林座長、議事の進行どうもありがとうございました。また、委員の皆様方、長時間にわたりまして貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。次回、第3回の検討会議ですが、11月27日金曜日の18時15分を予定いたしております。その時にはですね、パブリックコメントや、またご報告いたします各方面の意見聴取等も踏まえまして、条例の最終案等の議論を予定しております。また次回も今回に引き続きまして、どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(令和2年10月13日)

会議録において、身体症状を表す意味の言葉について、発言者から、症状に悩まれている方々への配慮のため、削除の申出がありました。この部分を削除したとしても、議論の内容に影響がないことから、一部(18字)削除しました。